

島根県社会貢献活動促進基金 登録団体募集要項

(しまね社会貢献基金)

1 趣旨・目的

県内各地で展開されている社会貢献活動を支援するため、県民や企業の皆さんからの寄附金と県の拠出金で島根県社会貢献活動促進基金（以下「しまね社会貢献基金」という。）を創設し、社会貢献活動を行う団体に活動支援金を交付することにより、活動を支援します。

2 団体登録の制度概要

団体登録の制度概要は、次のとおりです。

- (1) しまね社会貢献基金から活動支援金（団体活動支援事業・寄附者設定テーマ事業）の交付を受けるには、基金登録団体への登録が必要です。
- (2) 登録にあたっては、団体登録申請を県に行っていただくことになります。
- (3) 登録審査を経て登録された団体については、県のホームページなどで、団体情報や活動情報を公表し、寄附を募ります。
※県が登録団体に代わって個別に寄附を募ることはありません。
- (4) 団体活動支援事業は、団体希望寄附で希望された団体のみが対象となります。活動支援金の交付を受けるには、団体が活動支援事業申請（事業提案）を行い、審査委員会の審査で採否を決定します。
※寄附者の希望は尊重させていただきますが、希望に添えない場合があります。
※交付対象は事業費であり、管理に係る人件費や事務所賃借料等の固定的な運営費は交付対象外ですが、事業に要した人件費、備品購入費は対象となります。
- (5) 寄附者設定テーマ事業は、寄附者の希望を踏まえて設定したテーマに基づき事業を公募し、審査委員会の審査で採否を決定します。

3 団体登録の要件

登録申請ができる団体は次の（１）から（４）のいずれかです。

登録を希望される団体は、下記要件を満たしたうえで登録申請手続きを行ってください。

- (1) 特定非営利活動法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）のうち、次のすべてを満たすもの。
 - ア 主たる事務所の所在地が島根県内にあること。
 - イ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
 - ウ NPO法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
 - エ 法第29条に規定する書類のすべてを、所轄庁に提出していること。
 - オ 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。
 - カ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
 - キ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されていること。
- (2) 市民活動団体のうち、次のすべてを満たすもの。
 - ア 不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っていること。
 - イ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
 - ウ 市民活動団体設立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
 - エ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
 - オ 過去5年以内に島根県内の行政機関及び島根県の外郭団体と協働で事業（補助、委託、共催、後援又はそれに類するもの）を行った実績を有する団体又は現在行っていること。
 - カ 法第2条第2項第2号に該当すること。（法の規定を援用）

〈法第2条第2項第2号抜粋〉

第2条 <省略>

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

<省略>

2 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

キ 団体の役員が法第20条各号に該当しないこと。(法の規定を援用)

〈法第20条抜粋〉

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

1 成年被後見人又は被保佐人

2 破産者で復権を得ないもの

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

4 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

5 暴力団の構成員等

6 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

ク 法第21条の規定を満たしていること。(法の規定を援用)

〈法第21条抜粋〉

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

ケ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。

コ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されていること。

(3) 前号のすべてを満たす市民活動団体から法人化した設立後1年又は1事業年度を経過していないNPO法人のうち、知事が別に定める基準を満たすもの。

(4) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人(以下「社団、財団法人」という。)のうち、次のすべてを満たすもの。

ア 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っていること。

イ 主たる事務所の所在地が島根県内にあること。

- ウ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。
- エ 法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- オ 当該法人に係る法令等に規定される計算書類（財務諸表）及び事業報告を整備していること。
- カ 法第2条第2項第2号に該当すること。（法の規定を援用）
- キ 法人の役員が法第20条各号に該当しないこと。（法の規定を援用）
- ク 法第21条の規定を満たしていること。（法の規定を援用）
- ケ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
- コ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されていること。
- サ 国、地方公共団体の外郭団体及び財政的援助団体でないこと。
- シ 以下①～③の要件を全て満たしていること。
 - ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
 - ② 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
 - ③ 上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①及び②の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。

4 団体登録の申請

登録団体への登録を希望される団体は、

- ①登録要件である日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報を登録の上、
- ②次の書類を1部作成し、島根県 環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室 まで郵送又は持参してください。

なお、申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

また、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご承知おき下さい。

(1) NPO法人の場合

- 1 ※しまね社会貢献基金団体登録申請書（要綱様式第1号）
- 2 ※登録団体概要書（要綱様式第1号の1）
- 3 ※申請要件に関する確認書（要綱様式第1号の2）
- 4 ※団体役員名簿（要綱様式第1号の3）
- 5 法第29条の規定に基づき所轄庁へ提出した次の書類の写し
※直近1か年度以上の事業報告書、貸借対照表、活動計算書、財産目録、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書類
- 6 ※定款の写し
- 7 ※設立趣旨書の写し
- 8 その他知事が必要と認める書類

(2) 市民活動団体の場合

- 1 ※しまね社会貢献基金団体登録申請書（要綱様式第1号）
- 2 ※登録団体概要書（要綱様式第1号の1）
- 3 ※申請要件に関する確認書（要綱様式第1号の2）
- 4 ※団体役員名簿（要綱様式第1号の3）
- 5 ※団体の規約等の写し
- 6 ※直近1か年度以上の活動報告書及び収支計算書又はこれに準じるものの写し
- 7 過去5年以内に島根県内の行政機関及び島根県の外郭団体と協働で行った又は行っている事業の契約書等の写し
- 8 団体の会員名簿
- 9 その他知事が必要と認める書類

(3) 社団、財団法人の場合

- | | |
|---|---|
| 1 | ※しまね社会貢献基金団体登録申請書（要綱様式第1号） |
| 2 | ※登録団体概要書（要綱様式第1号の1） |
| 3 | ※申請要件に関する確認書（要綱様式第1号の2） |
| 4 | ※団体役員名簿（要綱様式第1号の3） |
| 5 | ※定款の写し |
| 6 | ※当該法人に係る法令等に基づき作成した、直近1か年度以上の事業報告及び計算書類（財務諸表）書の写し |
| 7 | その他知事が必要と認める書類 |

登録団体として登録された場合、上記※印の書類は、県のホームページ等で公開する予定です。なお、団体役員名簿については、役職名及び氏名に限ります。

（注）要綱は、島根県社会貢献活動促進基金実施要綱を指します。

5 団体登録の審査

登録審査は、申請のあった団体が登録要件を満たしているか、活動が活発に行われているかなどの観点から行います。

登録の有効期間は、登録日の属する年度の翌々年度末までとなります。

なお、登録の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとする場合は、登録の有効期間が満了する日の1月前の日までに、知事に更新申請を行ってください。

登録された団体の情報については、県のホームページなどで公表し、県民や企業の皆さんから寄附金を募ります。

6 団体登録後の手続き等（事業報告書等の提出）

登録団体の活動状況を把握するため、登録団体には毎年度、事業年度の最終日から3月以内に、次の書類を提出していただくことになります。ただし、提出書類のすべてを日本財団公益コミュニティサイトCANPANに掲載している場合は、提出を省略することができます。

なお、提出期日までに関係書類の提出がない場合には、団体登録を一時停止することがあります。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 前年度の事業報告書又はこれに準じるものの写し |
| 2 | 前年度の貸借対照表、活動計算書及び財産目録又はこれに準じるものの写し |
| 3 | 最新の団体役員名簿（要綱様式第1号の3） |

上記書類は、県のホームページ等で公開する予定です。なお、団体役員名簿については、役職名及び氏名に限ります。

（注）要綱は、島根県社会貢献活動促進基金実施要綱を指します。

〈書類提出先・問い合わせ先〉 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県 環境生活部 環境生活総務課 NPO 活動推進室 電話：0852-22-5096 FAX：0852-22-5636 E-mail：npo@pref.shimane.lg.jp http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/fund/

（令和元年5月7日改正）